

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において監視指導等を行うとともに、家畜伝染病等の食に関わる課題に対して、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられている体制が整備され、安全で安心な食品が供給されています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
H A C C P に沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合						100%
	—					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	H A C C P に沿った衛生管理が適切に運用されていることを監視等により確認した施設（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
食品表示を適切に行っている食品関連事業者の割合						100%
	100% (30年度)					
特定家畜伝染病発生防止率						100%
	81.9%					

現状と課題

- ①食の安全・安心の確保のためには、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、自主的な取組を促進することが必要です。また、消費者自らが食品に対する知識と理解を深め、判断・選択することが必要なことから、食品関連事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進することが必要です。
- ②食品の製造・加工・流通から消費に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導、食品の検査等に取り組んでいます。引き続きこれらの取組を実施し、県内に流通する食品の安全性を確保する必要があります

- ③食品事業者は、「食品衛生法」の改正に伴うHACCPに沿った衛生管理や、「食品表示法」の経過措置期間終了による新制度に基づく食品表示に対応する必要があることから、HACCPに沿った適切な衛生管理や新制度に基づく適切な食品表示が行われていることを確認する必要があります。
- ④食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、農薬、肥料、動物・水産用医薬品や飼料等の適正使用の管理ならびに安全・安心な農水産物の生産システムの構築を図る必要があります。
- ⑤家畜伝染病の発生防止に向け、県内畜産農場における防疫体制の強化を図る必要があります。特に、県内での野生イノシシへのCSF感染をふまえ、各農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底など、発生防止に向けた取組を進めるとともに、家畜伝染病の発生による畜産物への風評被害対策に取り組む必要があります。

令和2年度の取組方向

医療保健部

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品による健康被害の防止や食品表示の適正化のための監視指導を実施するとともに、食品中の残留農薬や微生物等について検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導します。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。
- ②全ての食品事業者がHACCPに沿った衛生管理等に対応する必要があることから、引き続き、改正食品衛生法を周知するほか、説明会の開催や県食品衛生協会と連携した相談対応等必要な支援を行います。
- ③令和2（2020）年度に開催される「三重とこわか国体競技別リハーサル大会」や、令和3（2021）年度に開催される「三重とこわか国体・三重とこわか大会」の開催に向け、宿泊施設や弁当調整施設における監視指導を実施します。

農林水産部

- ④食品に対する県民の信頼確保を図るため、食品の科学的な検査や食品事業者等を対象とした研修会などを通じて関係法令等の遵守・徹底や食品関連事業者のコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、出前トーク等により消費者に対する積極的な情報提供に努めます。また、「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」における委員の意見をふまえながら、食の安全・安心確保のための施策を進めます。
- ⑤安全・安心な農水産物の生産と安定供給に向けて、農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等生産資材の適正な生産・販売および使用が確保されるよう監視・指導を実施します。
- ⑥家畜伝染病の発生防止に向けて、生産者に対する飼養衛生管理基準の遵守・徹底を指導します。また、万一の発生時に迅速な対応ができるよう防疫体制の強化に向けて、引き続き、関係機関などに対する防疫研修等を実施するとともに、精度の高い検査体制の整備に取り組みます。特に、CSFについては、飼養豚に対する予防的ワクチン接種の取組を進めるとともに、野生イノシシによるCSF感染拡大の防止を図るため、経口ワクチンの散布や野生イノシシの生息数の低減に取り組みます。さらに、CSF等家畜伝染病の発生による畜産物への風評被害の未然防止対策に取り組みます。

主な事業

医療保健部

①（一部新）食の安全総合監視指導事業【基本事業名：14501 食品の安全・安心の確保】

予算額：(R1) 55,893千円 → (R2) 113,130千円

事業概要：食の安全・安心を確保するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品関係施設の監視指導や食品中の残留農薬・微生物等の検査、食品表示の適正化等に取り組みます。また、関係団体と連携し食品事業者のHACCPに沿った衛生管理の取組を支援するとともに、台帳管理システムを再構築するなど、改正法に円滑に対応します。さらに、「三重とこわか国体競技別リハーサル大会」や、令和3（2021）年度に開催される「三重とこわか国体・三重とこわか大会」の開催に向け、宿泊施設や弁当調整施設における監視指導を実施します。

②食の安全食肉衛生事業【基本事業名：14501 食品の安全・安心の確保】

予算額：(R1) 25,705千円 → (R2) 20,330千円

事業概要：安全で安心な食肉・食鳥肉を提供するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。

農林水産部

③食の安全・安心確保推進事業【基本事業名：14502 農畜水産物の安全・安心の確保】

予算額：(R1) 633千円 → (R2) 2,167千円

事業概要：「食の安全・安心が確保された三重県」を実現するため、条例および基本方針に基づく施策を総合的に推進するとともに、米トレーサビリティ法等に係る監視指導等に取り組みます。また、CSF等を含めた食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深め、判断、選択を行えるよう情報提供の充実を図ります。

④家畜衛生防疫事業【基本事業名：14502 農畜水産物の安全・安心の確保】

予算額：(R1) 60,886千円 → (R2) 688,799千円

事業概要：家畜伝染病の発生予防とまん延防止など、飼料や動物用医薬品等の適正利用を推進するため、定期巡回や立入検査等による監視指導を強化するとともに、家畜衛生技術の指導により家畜の健康維持と生産性向上を図ります。また、飼養豚に対する予防的ワクチンの接種を進めるとともに、今後のCSF等家畜伝染病の発生に備え、迅速な防疫措置に向けた体制の強化を図ります。

⑤家畜衛生危機管理体制維持事業【基本事業名：14502 農畜水産物の安全・安心の確保】

予算額：(R1) 21,502千円 → (R2) 169,826千円

事業概要：家畜伝染病の発生に備えて、家畜保健衛生所における危機管理体制を維持するため、設備・備品の設置およびメンテナンスを行います。また、野生イノシシによる感染拡大の防止を図るため、CSF検査を実施するとともに、捕獲強化による生息数の低減に取り組みます。

消費者に安心される養殖水産物の生産体制整備事業

【基本事業名：14502 農畜水産物の安全・安心の確保】

予算額：(R1) 1,192千円 (R2) 1,372千円

事業概要：水産物の安全・安心の確保を図るため、新規疾病を含む魚病診断や水産用医薬品の残留検査等の養殖衛生管理指導に加え、水産関係団体等と連携した貝毒検査を実施します。